

## 新型コロナウイルス感染症患者の発生届の限定に係る医療機関説明会(20220921)に係るQ&amp;A

No.	項目	質問	回答
1	②発生届の限定及び療養期間等の見直しについて(国説明資料等)	医療機関で陽性となった低リスク者で自ら登録しない人は外出自粛要請は適応されるのか。	外出自粛要請は届出により発生するのではなく、患者であるために発生するものとなります。
2	②発生届の限定及び療養期間等の見直しについて(国説明資料等)	療養者の療養期間が7日に短縮された患者さんが、園や学校に登校したとして、10日まで感染徹底をする必要があるが、県として給食はどのようにとらえているか。	国に対し県としても明確な科学的根拠を求めているところです。療養の最下段にも書きましたが、療養期間は8日目解除が基本ですが、有症状者の場合、解除後10日間を経過するまでの間、感染リスクがあるため、熱を測るなど、自身による健康状態の確認、高齢者、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設との不要不急の訪問、感染リスクの高い場所や会食等避ける、マスクを着用するなど、自主的な感染行動の徹底をお願いしているところです。
3	②発生届の限定及び療養期間等の見直しについて(国説明資料等)	自己検査で陽性となった方に関連する濃厚接触者の判定や自己観察等の勧告は行われなくなるのか。	旧・陽性者登録センターに登録された際に、療養上の注意(療養期間、療養中の留意点、濃厚接触者の対応等)について記載されたHPのURLをお教えしております。
4	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	自費での診断書・療養証明証などの作成を求められた場合には、クリニックの判断で可能かどうか。	差し支えありません。
5	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	陽性者登録・フォローアップ登録センターに登録した低リスク患者に、自宅療養Gからの電話はあるか。	体調変化時に患者自身からフォローアップセンターに電話連絡をいただき、健康相談やオンライン診療等へと繋がります。低リスク者はプッシュ型からの支援に切り替えます。
6	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	自己検査をして陽性となった人が来た場合、診察せずに陽性者登録・フォローアップセンターのチラシを渡してよいか。	抗原定性検査キットを販売している薬局には、薬剤師を通じ、旧・陽性者登録センターへ誘導するチラシ(今回配布を依頼している「診療・検査医療機関等で陽性と判断された重症化リスクの低い皆様へ」とは別のもの)を配布しております。それでも先生の御高診を望み来院されている患者様ですので、できる限り御高診をお願いいたします。 なお、やむを得ず、診察せずに旧・陽性者登録センターを案内する場合には、今回配布を依頼している「診療・検査医療機関等で陽性と判断された重症化リスクの低い皆様へ」ではなく、県HPから「陽性者登録・フォローアップセンター(旧・陽性者登録センター)」を検索いただき、そこから使用したキットの写真を含め、陽性登録させるようお願いいたします。
7	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	「旧・陽性者登録センター」について、登録対象者を改めて示してほしい。	下記の【A】と【B】のすべての条件を満たす方となります 【A】使用する抗原定性検査キットが体外診断用医薬品であること 【B】以下の条件をすべて満たす方 ・新潟県に在住または長期滞在中であり、現在発熱等の症状がある方(有症状者) ・65歳未満の方 ・基礎疾患(慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患など)がない方 ・BMIが30以上でない方 ・妊娠していない方 ・喫煙習慣がない方
8	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	診療・検査医療機関においても、有症状の低リスク者に対し外来受診前に配布する体制の構築(いわゆる中間スキーム)において配布されたキットはどのように扱えばよいか。	中間スキームは立ち上げ当時9月末で終了の方向でありましたが、現在延長について庁内協議中であります。なお、仮に延長されなかった場合においても既に医療機関に配布済のものは、事業スキームに則り配布ください。
9	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	診療・検査医療機関においても、有症状の低リスク者に対し外来受診前に配布する体制の構築(いわゆる中間スキーム)において配布されたキットの中にあるチラシは、スタバについて記載されていると思うが、新しいものに変わる必要はないか。	お見込みのとおりですが、以前のチラシであっても旧・陽性者登録センターには登録が可能です。よって、差し替える必要はありませんが、中間スキームのキットをお渡しいただく際に「スタバの入力は不要」とお伝えいただければ幸いです。
10	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	ネット環境等がなく陽性者登録・フォローアップセンターに登録できない人はどうしたらよいか。	旧・陽性者登録センターは、キットの写真を送付いただくためにWEBでの届出が必須ですが、医療機関にて診断後の陽性者登録・フォローアップセンターの登録であれば、電話での登録も受け付けています。
11	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	陽性者登録・フォローアップセンターの登録は、保護者等が代行しておこなって差し支えないか。	差し支えありません。
12	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	配布するチラシの最後の欄の氏名は患者さんの氏名を記載するのか。	お見込みのとおりです。
13	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	フォローアップセンター稼働後も、診断した医師がフォローアップをおこなうことは差し支えないか。	オンライン診療担当医はあくまでもセーフティネットですので、平時の診療体制のように、かかりつけ患者さん場合には貴院でのフォローアップの検討をお願いいたします。
14	③発生届の限定及び個別支援の簡略化についての当県の方針について	医療機関で抗原検査をして陽性だった低リスク者は、自己登録の際にキットの結果の写真等必要なのでしょうか、抗原やPCR等の結果口頭で伝えても、自己登録できるのか。	医療機関で抗原検査をした低リスク者は、登録する際は医療機関で診断を受けているので、この場合はチラシを配布し、チラシから登録センターに登録していただきます。その場合はチラシが診断を受けた目印となるために、キットの写真等を添付することなく登録が可能です。
15	④前回説明会で提示の懸念事項への対応について	既に「旧・陽性者登録センター」に登録した方が、症状悪化等の理由により医療機関の受診を望み、医療機関を受診する場合、公費負担の適応はどのようにすればよいか。	陽性者登録受付メール及び、念のため送信した検査キットの写真を提示させ、登録申し込みを行っていること※を確認してください。 確認した場合には、初診から自宅療養者扱い(公費負担医療)となります。 ※登録申し込みを行っていることが確認できない場合には、貴院にて再度の検査を実施いただくようお願いいたします。(その場合には、公費負担医療の対象は確定診断後からになります。) ※登録センターの医師による陽性判断から、登録完了メール送信までは一定のタイムラグが生じるため、このような対応とさせていただきます。
16	⑤医療機関への依頼事項についてA(全数把握の方法の見直しについて)	低リスクの方が療養中に具合が悪くなり、かかりつけ医に連絡があり、入院必要と判断した場合にどのような手続きをすればよいか。	※説明会(9/21)時点の回答と異なります。申し訳ございません。 入院が必要と判断した医師が発生届を記入ください。また、入院先の相談は通常と同様に保健所へお願いいたします。
17	⑤医療機関への依頼事項についてA(全数把握の方法の見直しについて)	今後の発生届出の対象を教えてください。	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(健発0922第3号、令和4年9月22日)には、医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合については、当該感染症の患者(65歳未満のものに限り、妊婦を除く。)について、以下に掲げる医療の提供を要しない場合は発生届出を不要とする。 ・入院 ・当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤若しくは酸素の投与と記載があります。 上記に該当する場合には、発生届出の対象となりますので、9月26日から引き続き発生届の提出をお願いいたします。 ※喫煙習慣や基礎疾患等の重症化リスクがあるのみでは、発生届の対象とはなりません なお、「当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤」の提供を要すると判断した場合には、判断した医師より当該薬剤を処方いただきますようお願いいたします。 また、経口抗ウイルス薬(ラゲブリオカプセル)につきましては、9月16日から製造販売業者(MSD株式会社)による本剤の一般流通が開始されておりますのでご承知ください。

18	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	発生届出の対象について、「当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤」の提供を要すると判断し、患者に対し適切な医療を提供しようとしたが、患者が処方拒んだ場合はどのようにすればよいか。	※説明会(9/21)時点の回答と異なります。申し訳ございません。 当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤の提供を要すると判断した場合には、判断した医師より適切な医療を提供いただきますようお願いしたところですが、それでもなお患者が処方拒んだ場合においては、発生届の提出いただいた場合において保健所から取り下げを求めるものではありません。
19	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	年代別患者数の報告について、陽性者が「0」の日は報告は必要か。	不要です。
20	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	HER-SYSの陽性者日次報告はエクセルなどでインポートできるのか。	※説明会(9/21)時点の回答と異なります。申し訳ございません。 説明会時点では質問に対し、可能と回答しましたが、エクセルインポート機能は保健所が代行入力する場合のみ使用可能となっておりますので、医療機関におかれては、手入力での報告をお願いいたします。
21	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	検査の翌日に判定が届くPCR検査については全て翌日の日時報告でいいか。	お見込みのとおりです。
22	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	療養期間中に65歳となる方の発生届は必要か。	診断時を基準でお考えいただけますようお願いいたします。
23	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	陣痛入院時に検査した妊婦が分娩後に陽性と分かった場合、高リスク者として発生届を出すのか。	あくまで診断時において判断するものであるため、発生届は不要と考えます。
24	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	入院を要すると判断し発生届を出したが、入院しなくなった場合、発生届の取り下げが必要か。	発生届の取り下げは必要ありません。
25	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	年代別陽性者数の間違いを翌日のHER-SYSでマイナス登録は可能か。	マイナスの登録はできません。確定の際、登録時の再確認をお願いします。
26	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	妊娠についてはどこまで確認する必要があるか。	省令には妊娠していることしか書かれていないので、それ以上の情報は持ち合わせていませんが、本人の自己申告によるものでよいと考えます。
27	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	年代別陽性者数の報告は全年齢が対象か。	お見込みのとおりです。
28	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	発生届や年代別患者数の報告は診断日当日に行う必要があるか。	お見込みのとおりです。可能な限り診断日当日にお願いいたします。
29	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	4類型の中に「入院を要する方」とありますので、入院中に院内感染で陽性となった方は届出の対象と考えてよいか。	新型コロナウイルスの感染により患者の状態に影響を及ぼす恐れがほぼない場合以外は発生届の対象としてください。
30	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	一度、非発生届対象者と判断した患者が状態変化を起こし、入院を必要と判断した場合には、入院受入医療機関か入院を判断し要請した医師、どちらが発生届を書けばよいか。	※説明会(9/21)時点の回答と異なります。申し訳ございません。 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(健発0922第3号、令和4年9月22日)には、医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合には、当該感染症の患者(65歳未満のものに限り、妊婦を除く。)について、以下に掲げる医療の提供を要しない場合は発生届出を不要とする。 ・入院 ・当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤若しくは酸素の投与と記載があります。 上記に該当すると判断した医師、すなわち入院を判断し要請した医師が記入ください。なお、その後入院受入(予定)医療機関で入院が必要ないと判断された場合においても、発生届の取り下げは必要ありません。
31	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	発生届対象の4類型に該当するものの、自己検査で陽性が判明した場合、陽性者・フォローアップセンターに登録せず、医療機関を受診し、医療機関が発生届を出すのか。	お見込みのとおりです。
32	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	院内発生で軽症の場合、発生届の対象になるか。	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(健発0922第3号、令和4年9月22日)には、医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合には、当該感染症の患者(65歳未満のものに限り、妊婦を除く。)について、以下に掲げる医療の提供を要しない場合は発生届出を不要とする。 ・入院 ・当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤若しくは酸素の投与と記載があります。 院内発生は要件に含みませんが、入院中の患者においては、新型コロナウイルスの感染により患者の状態に影響を及ぼす恐れがほぼない場合以外は発生届の対象としてください。
33	⑤医療機関への依頼事項について A(全数把握の方法の見直しについて)	低リスクのみなし患者には陽性者登録・フォローアップセンターの用紙を渡し、医療機関としては日時報告の人数に加算すればよいか。	お見込みのとおりです。
34	⑤医療機関への依頼事項について B1(発生届の入力について)	治療薬投与により発生届を提出することとした場合には、どこにそのことを記載すればよいか。	HER-SYSの「その他」の欄に「0」を入力ください。(今後、システム改修によりチェック欄が追加される予定です。)
35	⑤医療機関への依頼事項について B2(いわゆるみなし陽性患者の発生届の入力方法)	HER-SYSの陽性者日次報告は、いわゆるみなし陽性者も含めて報告する必要があるか。	お見込みのとおりです。
36	⑤医療機関への依頼事項について B2(いわゆるみなし陽性患者の発生届の入力方法)	コロナ特異的治療薬はいまでもみなし陽性には投与不可か。	お見込みのとおりです。処方をする場合には何らかの検査をお願いいたします。
37	⑤医療機関への依頼事項について B2(いわゆるみなし陽性患者の発生届の入力方法)	低リスクのみなし陽性には、陽性者登録・フォローアップセンターの用紙を渡し、医療機関としては、日時報告の人数に加算すればよいか。	お見込みのとおりです。
38	⑤医療機関への依頼事項について B2(いわゆるみなし陽性患者の発生届の入力方法)	(会議翌日に頂いた質問です)「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて(令和4年9月12日事務連絡)」は、毎日のように更新されており、22日深夜にも最終改正が行われたようですが、いわゆるみなし陽性の届出に関して、21日説明会の内容に追加事項があるのではないかと。	お見込みのとおりです。22日深夜に事務連絡の最終改正が行われております。以下、抜粋し、変更・追加点のみを太字とします。 「なお、令和4年1月24日(令和4年2月24日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」)1.③において、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくても臨床症状をもって診断する取扱いを示しているが、見直し後、当該濃厚接触者が届出の対象に該当する場合には、当該事務連絡においてお示している疑似症患者としてではなく、「患者(確定例)」として発生届を提出していただくようお願いする。また、HER-SYS上で届け出る場合には、従来通り、「診断方法」の箇所の自由記述欄に「臨床診断」と入力いただくようお願いする。なお、臨床症状をもって診断があった者については、届出の有無に関わらず、医療機関からの総数のみの報告を含めていただくようお願いする。」
39	⑤医療機関への依頼事項について C(患者への説明等について)	フォローアップセンターのチラシに患者が氏名を記載するので、複数診断した場合は、複数枚チラシを配布する必要があるか。	お見込みのとおりです。
40	⑤医療機関への依頼事項について C(患者への説明等について)	自院のHPから患者自身がフォローアップセンターのチラシをダウンロードできるようにするのは可能か。著作権の問題で難しいか。	貴院で、陽性者に限ってダウンロード出来るような仕組みを構築可能なのであれば、著作権は問題ありませんが、悪用の問題もありますので、パスワードを付け陽性者のみに教える等などして、自由にダウンロード出来るような状態にはしないでください。

41	⑤医療機関への依頼事項について C(患者への説明等について)	テラシ配布について、検査を院外で行い、陽性者は携帯画面で説明しているため、陽性判明後の手渡しが困難。検査を行う時点で配布し、不要時は廃棄の運用でいいか。	テラシの配布は必ずしも医師からではなくてもよいので、抗原検査前にお渡しするのは控えてください。ただし、やむを得ない場合には、陰性時の廃棄を徹底してください。
42	⑤医療機関への依頼事項について C(患者への説明等について)	PCR検査を行い翌日陽性となった場合、コロナ治療を希望する人、希望しない人がいるが、治療が必要になりそうな人は、スタバとセンターのテラシの両方を渡しておくか。その場合、スタバの入力はPCRの結果の前に入力しておくことに変更はないか。	お見込みのとおりです。
43	⑤医療機関への依頼事項について C(患者への説明等について)	陽性者登録・フォローアップセンターのテラシについては、PCR検査の場合前もって渡してよいか。	PCR検査を実施し、後日対面ではない形で結果を伝える方に対しても、陽性となった場合に備えて、テラシをお渡しください。
44	⑤医療機関への依頼事項について C(患者への説明等について)	陽性者登録・フォローアップセンターのテラシについては、PCR検査の場合前もって渡すとのことだが、陰性であったらどのようにすればよいか。	陰性であった場合には破棄いただきたいとテラシ下段に記載してあります。
45			
46			
47			
48			
49			
50			